

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
 - ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
 - ・電話勧誘販売.....8日間
 - ・業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等).....20日間
 - ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
 - ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

○月～金曜：9時～16時30分(電話、来所) ※来所相談は予約制
 ○土曜：9時～12時 / 13時～16時30分(電話のみ)



- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ●前橋市消費生活センター ☎027-230-1755 | ●安中市消費生活センター ☎027-382-2228 |
| ●高崎市消費生活センター ☎027-327-5155 | ●みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987 |
| ●桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112 | ●甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306 |
| ●伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300 | ●玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020 |
| ●太田市消費生活センター ☎0276-30-2220 | ●板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830 |
| ●沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500 | ●明和町消費生活センター ☎0276-84-3299 |
| ●館林市消費生活センター ☎0276-72-9002 | ●大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511 |
| ●渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325 | ●邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047 |
| ●藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133 | ●吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166 |
| ●富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066 | |

このリーフレットについてのお問合せ ●群馬県消費生活課 ☎027-226-2281 令和3年12月作成
 ~このポスターは、金融広報中央委員会の地方庁運動費で制作しております~

SNSで誘われて... もしかして悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



- マルチ商法 マルチまがい商法
- 架空請求 不当請求
- アポイントメント セールス

お近くの消費生活相談窓口 消費生活センター 消費生活ホットライン ☎188

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

消費者トラブルや製品事故に関する注意情報などを、メール配信します。
 メール(shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp)
 または左記の二次元バーコードを読み取って送信してください。



群馬県消費生活センター 群馬県消費生活センター 検索 <https://www.pref.gunma.jp/>